

障害者差別解消法をふまえた稲羽西小学校における「合理的配慮」

障害者差別解消法
(H25・6成立
H28.4施行)

第七条 2
行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

稲羽西のインクルーシブ教育のとらえ

- 障がいがある児童とない児童が、できる限り同じ場で共に学ぶことをめざす。
- 授業内容がわかり参加している実感をもちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を共につけていけること。

○障がいがある児童が、他の児童と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

- ・稲羽西小学校が、必要かつ適切な変更や調整を行うこと
- ・障がいのある児童に対し、その状況に応じて、本校での教育を受けるにあたって個別に必要とされるもの
- ・稲羽西小学校に対して、体制面、財政面において均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの

- ◇ 障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学び共に育つ理念を共有する
- ◇ 一人一人の実態を把握し、一人一人の能力の最大限の伸長を図るよう務める
- ◇ 児童の健康状態の維持・改善を図り、生涯にわたる健康の基盤をつくることに努める
- ◇ コミュニケーション及び人との関わりを広げるように全職員で取り組む
- ◇ 自己理解を深め自立し社会参加することを目指した教育をすすめる
- ◇ 自己肯定感を高めていくようにする

本校における合理的配慮のとらえ

合理的配慮をふまえた実践事項

- バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点を踏まえた障がいの状態に応じた適切な施設改善
→ すっきりとした掲示 耳障りにならないBGM 全校で取り組むSST
- 障がいの状態に応じた身体活動スペースや遊具・運動器具等の確保 → ブレインジム
- 障がいの状態に応じた対応ができるように教員の専門性を高める研修と研鑽 → 様々な研修会の開催
- 移動や日常生活の介助及び学習面を支援する人材の配置 → 児童支援のための人材配置
- 障がいの状態を踏まえた指導の方法等について指導・助言する専門家等の活用(スクールカウンセラー)と情報交流
- 点字、手話、デジタル教材等のコミュニケーション手段の最大限の確保 → 総合的な学習による福祉の授業の実践
- 一人一人の状態に応じた教材等の確保(デジタル教材、ICT機器等の利用) → 電子黒板の積極的活用
- 障がいの状態に応じた教科における配慮(児童の実態に応じた別教材等) → タイムタイマー・ホワイトボード等の活用

- ◇ 個別指導のためのコンピュータ、デジタル教材、小部屋等の確保
- ◇ クールダウンするための小部屋等の確保
- ◇ 口頭による指導だけでなく、板書、メモ等による情報掲示
- ◇ 華美な掲示物の排除

- ◇ カーテンの活用(掲示・照度調整)
- ◇ ICレコーダーの活用(授業の補助)
- ◇ 座席の配慮・教室の位置配慮
- ◇ 掲示のシンプル化



学校としての構え

基本理念 皆同じ → 皆違う、違っていい、違っていることが自然である

構え

児童の障がい特性を理由とする要求に対して、最大限の配慮を学校として行う。

- 学級の児童一人一人が「皆同じ」ではなく、一人一人の児童が異なる機器や手立てを使えるように、「皆違っていい」ということを教えていくことを指導する。教師も意識改革する。
- 同じ物を使う、という平等さから、「それぞれが元々違うのだから違って当たり前」という考え方への転換を図る。



